

様式第2号（第6条関係）

一時利用目的による建物賃貸借契約書

賃貸人 川南町（以下「甲」という。）と賃借人 （以下「乙」という。）は、次のとおり一時利用目的による建物賃貸借契約を締結する。

（一時利用目的による建物賃貸借契約の締結）

第1条 甲は川南町お試し滞在施設規則（平成28年川南町規則第28号。以下「規則」という。）に基づき、乙が一定期間本町で生活し、本町での生活体験及び移住準備を行うため一時的に利用させる目的で、次の建物（以下「本件建物」という。）を賃貸し、乙はこれを借り受ける。

名 称 お試し滞在住宅

設置の場所 川南町大字川南13602番地4

（期間）

第2条 本件建物の賃貸借契約の期間は、 年 月 日から 年 月 までの 日間とする。この場合において、契約期間開始日にあつては午前9時からとし、満了日にあつては午後5時までとする。

（用途）

第3条 乙は、本件建物を移住に係るお試し滞在施設として利用するものとし、これ以外の用途に本件建物を利用してはならない。

（賃借料）

第4条 本件建物の賃借料は、1人当たり1日につき500円（お試し滞在施設の利用に伴う施設管理料及び光熱水費を含む。）とする。ただし、3歳未満の子どもについては無料とする。

2 乙は、甲が契約締結時に発行する納入通知書により、甲に賃借料を支払うものとする。

（家具、器具等の貸与）

第5条 本件建物に備付けの家具、家電製品等は、乙に貸与する。

（遵守事項）

第6条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 留守や就寝時には、必ず施錠するなど本件建物を善良に管理すること。
- （2） 火気の取扱いに注意するとともに、本件建物内の附属設備、器具等を適切に取り扱うこと。
- （3） ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- （4） 本件建物及びその周りの清掃を行い、住環境の整備をすること。
- （5） 本件建物の利用後は、現状に復して返還すること。
- （6） その他本件建物の利用に関し町長が必要と認めること。

（禁止事項）

第7条 乙は、本件建物において次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- （2） 甲の承諾を得ずに本件建物の改修又は増築を行う行為
- （3） 本件建物の敷地内における土地の形状を変更する行為
- （4） 本件建物の全部又は一部を第三者に転貸する行為
- （5） その他本件建物の利用にふさわしくない行為

(当然消滅)

第8条 本件建物が火災その他の災害で大破又は滅失した場合には、本契約は、催告その他の手続を要せずに、当然に消滅する。

(損害賠償義務)

第9条 乙又はその家族その他の関係者の故意又は過失によって、本件建物、それに係る設備等及び滞在施設内の備品、器物等を汚損、破損、滅失又は紛失したときは、乙は直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償する。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙について以下の事由が発生した場合には、何らの催告なく本契約を解除することができる。

(1) 第6条及び第7条の規定に違反したとき。

(2) その他本契約に違反し、甲乙間の信頼関係が破壊されたとき。

(契約の終了)

第11条 第2条の契約期間が満了したとき、又は本契約が解除されたときは、乙は、契約の更新を求めることはできず、甲に対して、直ちに本物件を明け渡す。

2 前項の場合においては、乙は、本件建物の自己の所有又は保管する動産全てを収去し、甲の承諾を得て造作加工したものがあれば全てこれを原状に復して本件建物を明け渡すものとし、甲に対して造作などの買取請求をしない。

(立退き料等)

第12条 乙は、本件建物の明渡しに際し、立退き料、移転料、引越し費用その他いかなる名目においても金銭上の請求をしないものとする。

(立退き遅延時の損害金)

第13条 乙は、本件建物の明渡しを遅延した場合には、甲に対し、その遅延した期間に応じ1日当たりの賃借料の2倍の金額に相当する損害金を支払う。

(合意管轄)

第14条 甲及び乙は、本契約に関する紛争について、甲の所在地を所管する第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上、解決する。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙1通を保持する。

年 月 日

甲 所在地 宮崎県児湯郡川南町大字川南13680番地1

川南町長

乙 住 所

氏 名

印